

○ 健保からのお知らせ

2011. 2. 18 平成23年度の健康保険料率の変更について

健康保険組合の財政状況は、厳しい経済情勢により保険料収入が前年を下回る中、高齢者医療制度への納付金等の増大 又、前年度から診療報酬の改定が行われた影響により医療費も増加の見通しとなっております。当組合では、健康保険料率を平成15年度から1,000分の87で維持してまいりましたが、現行の保険料率では、事業運営が困難であるため、去る、平成23年2月17日に開催されました第174回組合会において慎重に審議のうえ健康保険料率変更が承認されましたので、お知らせ申し上げます。

それによりまして、監督官庁への申請・認可の手続きを経て 3月1日から健康保険料率は、現在の1,000分の87から1,000分の92に変更となるものです。正式な通知につきましては、認可後お送りする予定としております。

今後、健康保険組合では、引き続き経費節減、効率的な事業運営に努めてまいりますので、事業主および被保険者の皆様にはご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、介護保険料率に変更はございません。